

高知市農業委員会 〒780-8571 高知市鷹匠町二丁目1番43号 TEL:088-823-9484 FAX:088-823-9031  
ホームページ <https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/100/>



## 年頭のごあいさつ



高知市農業委員会

会長 大野 哲



明けましておめでとうございます。  
謹んで新年のお慶びを申し上げます。  
旧年中は、当委員会の諸活動について格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和4年2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻は、エネルギーや食料など多くの分野で世界経済に悪影響を及ぼしており、農業分野においても肥料や飼料、燃油をはじめ生産資材価格は高騰し、農業経営は非常に厳しい状況が続いております。

このような状況から、国においては、食料安全保障の強化や農産物の適正な価格形成に向けた仕組みづくりのほか、持続可能な農業の実現に向けて、農政の憲法といわれる「食料・農業・農村基本法」の見直しの検討を進めております。

当委員会におきましては、昨年10月16日に「安定的な農業経営のための農業所得の確保」や「有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化」をはじめとする「高知市農業施策等に関する意見書」を高知市長へ提出し、本市の農業発展に向けた要請を行いました。

また、昨年4月1日に改正農業経営基盤強化促進法が施行となり、「人・農地プラン」が「地域計画」として法定化され、令和7年3月までに市町村が策定することとされております。

この「地域計画」は、農業者の高齢化や後継者不足から農業就業人口が急速に減少していることを受け、地域一丸となって、残された担い手が経営しやすい環境を整えていこうとする取組となっております。

「地域計画」の策定にあたり、10年後の農地一筆ごとの担い手を特定した「目標地図」の素案を農業委員会が作成することとなっており、当委員会では現在、今後の農業経営や農地利用の意向調査等を進めております。

農業を取り巻く環境が急激に変化する中、地域の農業者の代表として、引き続き、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し取り組んでまいりますので、今後とも当委員会へのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、新年のごあいさつとさせていただきます。

# 高知市農業施策等に関する意見書を提出

昨年10月16日、高知市農業委員会は「令和6年度における高知市農業施策等に関する意見書」を高知市長に手渡しました。意見書の主な内容は、次のとおりです。

## 1 農地等の利用の最適化の推進に関する要望

- ・地域計画の策定に向けた支援
- ・耕作放棄地の発生防止・解消に向けた取組推進
- ・行政主導による基盤整備の推進
- ・就農希望者が参入しやすい仕組みづくり
- ・有害鳥獣被害の撲滅に向けた対策強化

## 2 高知市の農業発展に関する要望

- ・安定的な農業経営のための農業所得の確保
- ・農業用資産に対する償却資産課税を補完する支援
- ・女性農業者が活躍できる環境づくり
- ・雇用力のある農業法人等の育成支援
- ・市街化区域内農地の有効活用に向けた生産緑地制度の周知
- ・稲作農家が中心となった営農組織への支援拡充
- ・園芸用ハウス整備に対する支援拡充
- ・農業用燃油タンクの流出防止対策への支援拡充
- ・春野町仁ノ地区の農地排水対策の推進

## 3 国・県への要望

- ・農産物の適正な価格形成の実現
- ・春野地域における新川川支川の治水対策
- ・外来植物に対する検疫強化

意見書(全文)は、高知市農業委員会事務局のホームページに掲載しています。



# 農業経営・農地の利用に関する意向調査にご協力をお願いします

昨年10月発行の「みどりのまち」でもお知らせしましたとおり、高知市内の各地域における「地域計画」の策定のため、郵送によるアンケート(今後の農業経営意向に関する調査)を、現在、地区ごとに実施しております。(※全てのご世帯に対する調査ではありません。)

昨年11月1日現在、市内40地区のうち15地区で、農地を所有されている皆様へのアンケート調査用紙の発送が完了しており、未発送の地区においても、本年初頭の発送に向けて、準備作業を進めているところです。

「地域計画」は、地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。おおむね10年後に誰がどの農地を耕作していくのか、地域の農地をどのように活用していくのかを、地域の皆さんで話し合い

ながら作成していきます。

「地域計画」が策定されている地区や、地域の中心的な経営体として位置づけられた経営体については、基盤整備などをはじめとした支援措置の対象となる一方、「地域計画」が策定されていない地域では、農地中間管理機構(高知県農業公社)が仲介に入る形での貸借(中間管理権の設定)などができなくなるデメリットも生じます。

お手元に、緑色と黄色のアンケート調査用紙が届きました際には、ぜひ協力をいただけますようお願いいたします。



## 農地を売りたい・貸したいときは農業委員会にご相談ください

農業委員会では、農地の出し手からの「売りたい」「貸したい」という申し出や、農地の受け手からの「買いたい」「借りたい」という申し出を受け付けております。「農地が荒れてしまう前に誰かに使ってもらいたい」などのご希望がある場合は、農地等あっせん相談員（農地利用最適化推進委員、JA高知市各支所長、JA高知県春野支所信用課）または農業委員会事務局（☎088-823-9484）にご相談ください。

農地情報（令和5年11月現在）

（単位：件）

地区	売りたい		貸したい	
	田	畑	田	畑
朝倉	1			1
旭				2
鴨田	1	2		1
初月		1		
秦		1		1
一宮		2		1
布師田	9			
高須	5		3	
五台山	5	3		1
三里	5	6	2	2
長浜	6	10	4	6
介良	3	1	2	1
大津	12	2	2	
鏡	6	6	5	6
土佐山		1	1	1

地区	売りたい		貸したい		
	田	畑	田	畑	
春野町	弘岡上	11	4	3	1
	弘岡中	12	2	11	
	弘岡下	27	5	11	2
	西分	6	1	4	
	芳原	1	3	1	2
	内ノ谷			2	
	西諸木	2	2	1	
	東諸木	17	2	6	1
	秋山	18	4	8	1
	甲殿	5	1	1	2
	仁ノ	4	1	8	1
	西畑	6		2	
	森山	12	3	1	
	平和	1	1	1	

## 農地を相続したときは「農業委員会への届出」が必要です



相続等により農地に関する権利を取得されたときは、権利を取得したことを知った日からおおむね10か月以内に、農地が所在する市町村の農業委員会への届出が必要です。

相続した人が自分で、その農地の耕作や管理ができないような場合は、農業委員会が農地の管理についてのご相談や借り手を探すなどのお手伝いをします。

届出書の入手方法や分からないことなどがありましたら、農業委員会事務局（☎088-823-9484）へお問い合わせください。

## 農業者年金への加入をおすすめします



### あの時やめなくて良かった ～受給者の声～

親の勧めで加入しました。旧制度（賦課方式）から新制度（積立方式・確定拠出型）へ変わった際、脱退者が多い中、やめずに続けました。毎月の保険料の納付が大変な時期もありましたが、年金を受給中の今となっては、あの時やめなくて良かったと実感しています。（60代・男性）

- ・現在の新制度は、ご自分の支払った保険料と運用益が年金額となります。
- ・保険料を納めるのが難しくなった時は、保険料額の変更や一時未納にすることもできます。  
⇒経営状況に合わせて柔軟な対応が可能
- ・他の上乘せ年金の多くが有期年金ですが、農業者年金は、終身お受け取りできます。
- ・支払った保険料が全額社会保険料控除の対象となるなど、税制面で大変お得です！！

【お問い合わせ先】 お近くのJAまたは農業委員会事務局 (☎088-823-9484)

### 経営に役立つ管理方法や最新技術など 毎週様々なテーマをお伝えします

- ◆発行日／毎週金曜日（月4回）
  - ◆購読料／月額700円（送料・税込）で電子版も閲覧可能。
- お申込みは、農業委員会事務局 (☎088-823-9484) まで。



### 固定資産税（償却資産）の申告

1月は固定資産税（償却資産）の申告月です。土地・家屋以外の農業用資産（ビニールハウスや乗用型でない農機具等）は、申告対象となります。1月1日現在、高知市内に償却資産を所有されている方は、申告が必要です。お手元に申告案内が届いている方は、1月31日までに申告書をご提出ください。

【申告書や提出についてのお問い合わせ先】

高知市役所 資産税課 償却資産係 ☎088-823-9424